

# 「個人情報のお取扱いについて」

財団法人さっぽろ産業振興財団

「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」といいます。）第24条に基づき、以下の事項を「公表」いたします。

## 1 個人情報の利用目的の公表に関する事項

当財団では、次の目的の範囲内で個人情報を取得し、取扱わせていただきます。

なお、下記以外の目的で取得する必要がある場合は、書面、ウェブ画面もしくは口頭等の方法で、その都度、利用目的を明示させていただきます。

札幌市産業振興センター、札幌市エレクトロニクスセンター及び札幌市デジタル創造プラザの施設管理運営業務のため

人材育成・情報提供、ベンチャー支援、窓口相談及び専門家派遣等の産業支援業務のため

情報産業振興に関する研究開発、普及推進及び調査開発等に係る業務のため

デジタルコンテンツ産業振興に関する人材育成及び交流に係る業務のため

イベント、セミナー等の開催に係る業務のため

各種委嘱に関する業務のため

各種調査に関する業務のため

国等の行政機関及び公的関係団体への報告等のため

氏名、住所等の名簿を添付して報告します。

上記業務の推進において、報道機関を通じて広報するため

イベントにおける講師氏名、プロフィール等

その他、当財団の運営に関連・付随する業務のため

## 2 「開示等の請求」に応じる手続き等に関する事項

### (1) 「開示等の求め」の対応

当財団では、本人又は代理人から開示等の求めがあった場合は、合理的な期間および範囲内で対応いたします。

- ・ 財団が所有するご本人の個人情報の開示をご希望される場合
  - ・ 開示の結果、事実と異なる内容があるとの理由で訂正、追加または削除をご希望される場合
  - ・ 財団が所有するご本人の個人情報の利用停止または消去をご希望される場合
- 個人情報の一部又は全部を利用停止または消去した場合、これまで通りのサービス等をご提供できなくなることがありますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、法令等に基づきお申し出に応じられない場合があります。

### (2) 「開示等の求め」の手続き

当財団所定の個人情報開示請求書等に必要事項をご記入のうえ、必要書類等とともに、当財団の開示等受付窓口へ郵送によりお願いいたします。なお、封筒に朱書きで「開示等請求書類在中」とお書き添えいただければ幸いです。

### (3) 「開示等の求め」に際して提出すべき書面等

#### ア 当財団所定の請求書

- ・ 個人情報開示請求書
- ・ 個人情報訂正請求書
- ・ 個人情報利用停止請求書

#### イ 本人確認のための書類

- ・ 運転免許証（有効期限内のもので、各都道府県公安委員会発行のもの。国際運転免許証は除く。）
  - ・ 健康保険証（有効期限内のもの）
  - ・ パスポート（有効期限内のもので、氏名、顔写真、現住所が記載されているページ）
- などの公的書類の写しをいずれか1点

本籍地の記載は黒塗りしたものを提出して下さい。

(4) 代理人による「開示等の求め」

「開示等を求め」をする者が法定代理人（未成年者又は成年被後見人）または開示等の求めをするにつき本人が委任した代理人である場合は、前項の本人確認のための書類に加えて、下記の書類を同封してください。

ア 法定代理人の場合

- ・ 法定代理権があることを確認するための書類、戸籍謄本など 1通
- ・ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人であることを確認するための書類、後見登記事項証明書など 1通

イ 委任による代理人の場合

- ・ 当財団所定の委任状 1通
- ・ 本人の印鑑証明書（3ヶ月以内のもので、委任状に押印したもの） 1通

ウ 代理人の本人確認のため

前項の本人確認のための書類と同様の公的書類の写し 1通

(5) 「開示等の求め」の手数料及びその徴収方法

開示手続きに関する当財団の事務手数料はいただきませんが、当財団への提出に必要な証明書類の取得に要する諸費用、郵便や通信、交通費などに関する実費等は、お手数ですが請求されるご本人においてご負担願います。

(6) 「開示等の求め」に対する回答方法

申請者の申請書記載住所宛に書面でご回答させていただきます。

(7) 「開示等の求め」に関して取得した個人情報の「利用目的」

開示等の求めにともない取得した個人情報は、開示等の求めに必要な範囲のみで取り扱うものとしします。

提出していただいた書類は、開示等の求めに対する回答が終了した後、2年間保存し、その後廃棄させていただきます。

(8) 不開示事由について

次に定める場合は、一部又は全部を不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合は、その旨、理由を付記して通知申し上げます。

ア 申請書に記載されている住所・本人確認のための書類に記載されている住所が一致しないときなど本人が確認できない場合

イ 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合

ウ 所定の申請書類に不備があった場合

エ 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

オ 当財団業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

カ 他の法令に違反することとなる場合

**【開示等の請求・苦情の受付窓口】**

〒003 - 0005

札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号

財団法人さっぽろ産業振興財団 総務企画部総務企画課

電話 011 - 820 - 3533

9:00~17:00（土・日・祝日及び年末・年始を除く）

開示等の対象は、法で定める「個人保有データ」のみ。

「個人保有データ」とは、財団が本人又は代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有するものをいう。ただし、次のものは除く。

その存在が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるもの

6ヵ月以内に消去することとなるもの